

## 補助事業（緊急・広域外来魚等対策事業）に係る不適正な経理処理に対する措置について

### 1 経緯

- (1) 2010年8月に大分県の津江漁協で、遊漁券を買わずに釣りをしていた人とトラブルになり、散弾銃で脅迫する事件が発生した。このため、大分県が同組合に対して運営等に関する立入調査を実施した際に補助金の不正受給の疑いが発覚した。
- (2) 9月7日に津江漁協において大分県内水面漁連が大分県及び日田市の同席の上、当該事業の実施状況について説明を求めたところ、実績報告書の内容のとおり実施していないと回答があった。  
大分県内水面漁連は事態を重視し、津江漁協組合長の責任を追及し、補助金の全額返還についての協議をするよう指導した。
- (3) 9月8日に津江漁協において理事会が開催され、補助金1,647千円全額の返還を決定するとともに、組合長が辞任した。翌日9日全国内水面漁連に補助金が返還された。
- (4) 9月17日に水産庁から全国内水面漁連に対して、事実関係の究明、再発防止策の検討、関係者の処分を行うこと及び同様の不正がないか確認し、事業の適正な実施を徹底するよう指導があった。
- (5) これを受け、全国内水面漁連は大分県内水面漁連、津江漁協に対し現地調査を実施した。その結果、津江漁協を除く各漁協では補助金の支払いに係る証拠書類等が適正に保管されている旨、水産庁に報告した。

### 2 措置

- (1) 平成22年12月17日付けで、農林水産大臣より全国内水面漁連に対して、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第17条第1項の規定」に基づき、不適正な経理に係る当該補助事業の交付決定の取消を行うとともに、「同法第18条第1項の規定」に基づき、補助金の返還の請求があった（年10.95%の加算金を含む）。
- (2) 平成22年12月17日付けで、水産庁長官より全国内水面漁連に対し、補助金適化法に基づく会計処理を厳格に実施する管理・監査体制の構築を図り、補助事業の執行に携わる役職員及び会員に対し、その適正な執行につき一層の指導の徹底、強化を行うよう文書で指導があった。

### 3 これからの対応

全国内水面漁連として、補助金の会計処理を厳格に実施するため、現地へ職員を派遣し、証憑書類のチェック等を行い、管理・監査体制のより一層の強化を図るとともに、補助事業実施のマニュアルを作成して、全国研修会やブロック会議等において指導の徹底を図ることで同様の事態が起こらないよう万全を期します。